

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		平成 25 年 8 月 22 日					
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市山科区西野山射庭の上町294-1		氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 株式会社 王将フードサービス 代表取締役 大東 隆行					
主たる業種	飲食業 (中華料理レストランチェーン)						
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	細分類番号	7	6	2	3	
計画期間	平成 23 年 4 月から平成 26 年 3 月まで						
基本方針	環境問題全般に対し、積極的・計画的に対応して行く。温暖化防止対策としては未利用・低利用エネルギー (太陽光・太陽熱・雨水等)、バイオマス (間伐材等) の利活用を積極的に推し進める。						
計画を推進するための体制	「環境問題対策室」を核に事業毎にPGを組み、計画的に対応して行く。計画を長期・中期・短期・情報収集期と区分し、進捗状況を確認しながら推進していく。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (22) 年度	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	10,168.7 トン	10,420.4 トン	10,274.7 トン	トン	1.8 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	10,168.7 トン	10,411.1 トン	10,267.7 トン	トン	1.7 パーセント	
	実績に対する自己評価	対象期間内に直営2店舗 (百万遍、醍醐) の新規開店があり全体量を押し上げる結果となった。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22) 年度	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	増減率
	直営店舗	事業活動に伴う排出の量 (客席数)	2.37	2.28	1.99		-9.92 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	実績に対する自己評価	一昨年と比較して夏季の外気温が低かった事も一因であると思うが、順次実施している空調・照明負荷低減対策が奏功している。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (22) 年度	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	備考	
		29.0 セン	76.0 セン	93.0 セン	セン		
具体的な取組及び措置の内容	(23) 年度	老朽化した空調機の更新。遮熱・断熱、デマンド制御等による空調負荷の低減。高効率照明 (LED等) への変更。					
	(24) 年度	老朽化した空調機の更新。遮熱・断熱、デマンド制御等による空調負荷の低減。高効率照明 (LED等) への変更。					
	(25) 年度	照明のLED化等による省エネ対策。蓄電池等デマンド低減による節電対策。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	各自の判断により最善な移動方法を考え実践させる。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	各自の判断に基づいて実施できている。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区 分	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	1.4 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	4.8 トン	4.7 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン			
	合 計	9.3 トン	7.1 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動							
特記事項							

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法 (平成19年法律第53号) 第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。